第２０号様式

[redacted]

HCF 北第 5 号
令和6年 5月15日

浜松市長　中野　祐介　　様

所在地　　浜松市中央区板屋町１１１番地の１
団体名　　浜松市文化振興財団[redacted]同事業体
代表者氏名　公益財団法人浜松市[redacted]
代表理事　花井　和[redacted]

浜松市浜北文化センター　浜松市・市民ミュージアム浜北　浜松市なゆた・浜北 指定管理者事業報告書

浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第９条の規定により、次のとおり令和５年度事業を完了したので、地方自治法第２４４条の２第７項の規定に基づき報告します。
（期間：令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

1　浜松市浜北文化センター

（１）管理の実施状況及び利用状況
　維持管理業務の状況　　別紙１のとおり
　施設の利用状況　　別紙２のとおり
（２）使用料又は利用料金の収入状況
　利用料金集計表　　別紙３のとおり
　減免団体及び減免金額　　別紙４のとおり
（３）管理に係る収支状況　　別紙５のとおり
（４）自主事業の実施状況
　事業に係る収支状況　　別紙５のとおり
　事業の実施状況　　別紙６のとおり
（５）利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情・意見　　別紙７のとおり
（６）施設･設備の損傷、減耗、不具合の状況　　別紙８のとおり
（７）指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項
　情報の提供について　　別紙９のとおり
　優先予約許可報告書　　別紙１０のとおり
（８）指定管理者による自己評価　　別紙１１のとおり
（９）労働関係法令について　　別紙１２のとおり
（１０）その他添付書類
　法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」（写し）

別紙１７

３．浜松市なゆた・浜北

（１） 管理の実施状況及び利用状況

維持管理業務の状況

内容		実施時期	回数	実施内容
舞台装置操作業務		常時	常時	舞台機構、舞台照明、舞台音響等の操作
空調設備運転等設備維持管理業務		常時	常時	設備維持管理　日常点検 空調運転等
植栽維持管理	除草、清掃	常時	常時	地上駐車場の除草、落葉等の清掃
	芝刈り	9月	1回	地上駐車場の芝刈り
保守点検	音響設備	１０月	１回	舞台音響設備保守点検
	舞台機構	7、2月	2回	舞台吊物機構保守点検
	照明設備	6、1月	2回	調光設備保守点検
	映像設備	8、3月	2回	映像・音響情報システム保守点検
	空調設備	6、9、11、12、3月	5回	ホール空調設備保守点検4回、 練習室空調設備保守点検1回11月
	昇降機	毎月	12回	エレベーター設備保守点検
	駐車場管制設備	毎月	12回	発券機、精算機、監視盤の点検 地下:6回偶数月、地上:6回奇数月
清掃業務	日常清掃	常時	常時	練習室、ホール清掃
	月例清掃	毎月	12回	1階荷捌きワックス掛け、ホール客席等の清掃
	四半期清掃	四半期毎	4回ずつ	トイレ、練習室、ホール客席等ワックス掛け等
	特別清掃	2月	1回	ガラス、給排気口清掃

※ホール稼働椅子点検業務は、隔年実施の為、令和５年度はありませんでした。

※芝刈りは、猛暑時期（７月）を避け、９月に実施致しました。

別紙18

施設の利用状況

月別利用人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
施設利用者数(人)	2,389	3,243	2,869	3,148	3,338	2,881	3,442	2,675	4,421	3,469	2,347	4,337	38,559
駐車場台数(台)	33,915	30,404	32,370	28,659	31,191	27,593	28,087	26,593	27,389	26,591	28,548	32,075	353,415

施設別利用内訳	利用人数	利用可能日	利用日数	利用率%
なゆたホール	24,964	307	177	57.7
第1控室	989	307	95	30.9
第2控室	1,013	307	92	30.0
第1練習室	3,185	348	348	100.0
第2練習室	4,044	348	346	99.4
第3練習室	4,364	348	334	96.0
合計	38,559	1,965	1,392	70.8

別紙19

(2)使用料又は利用料金の収入状況

令和5年度利用料金集計表

(単位:円)

施設別利用料金	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	計
なゆたホール	444,990	734,110	698,330	1,201,410	1,166,130	609,630	666,140	612,660	837,330	627,830	746,600	572,940	8,918,100
第1控室	5,420	10,740	7,850	20,610	13,160	6,770	9,660	6,330	10,200	10,660	5,970	6,970	114,340
第2控室	5,560	8,760	8,140	16,400	15,540	7,570	10,850	9,630	10,300	8,830	3,470	8,120	113,170
第1練習室	59,400	59,180	81,430	86,410	93,750	81,990	85,980	74,940	69,120	70,610	74,770	76,790	914,370
第2練習室	69,220	67,820	77,120	92,400	102,620	86,720	90,860	83,440	93,780	74,840	84,760	91,280	1,014,860
第3練習室	59,570	56,520	84,310	112,930	104,830	83,240	99,970	91,020	85,230	71,620	96,320	96,680	1,042,240
計	644,160	937,130	957,180	1,530,160	1,496,030	875,920	963,460	878,020	1,105,960	864,390	1,011,890	852,780	12,117,080

別紙20

減免団体及び減免金額

[redacted]

月	日	利用料	減免額
8	8	7,206	3,606
8	9	22,540	11,280
計		29,746	14,886

	利用料	減免額
合計	29,746	14,886

[redacted]

月	日	利用料	減免額
11	24	6,865	3,435
11	25	28,663	14,343
計		35,528	17,778

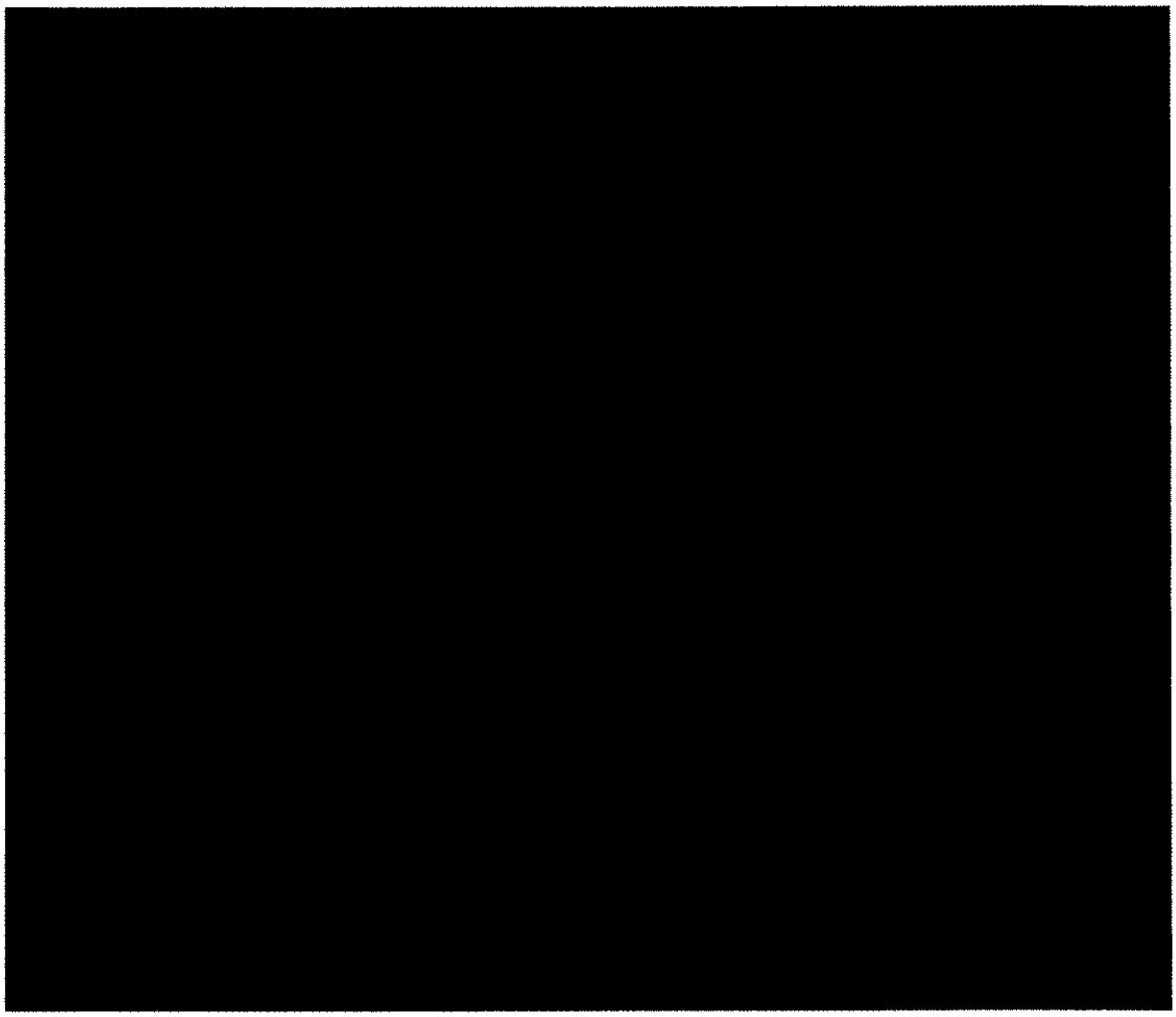
	利用料	減免額
合計	35,528	17,778

[redacted]

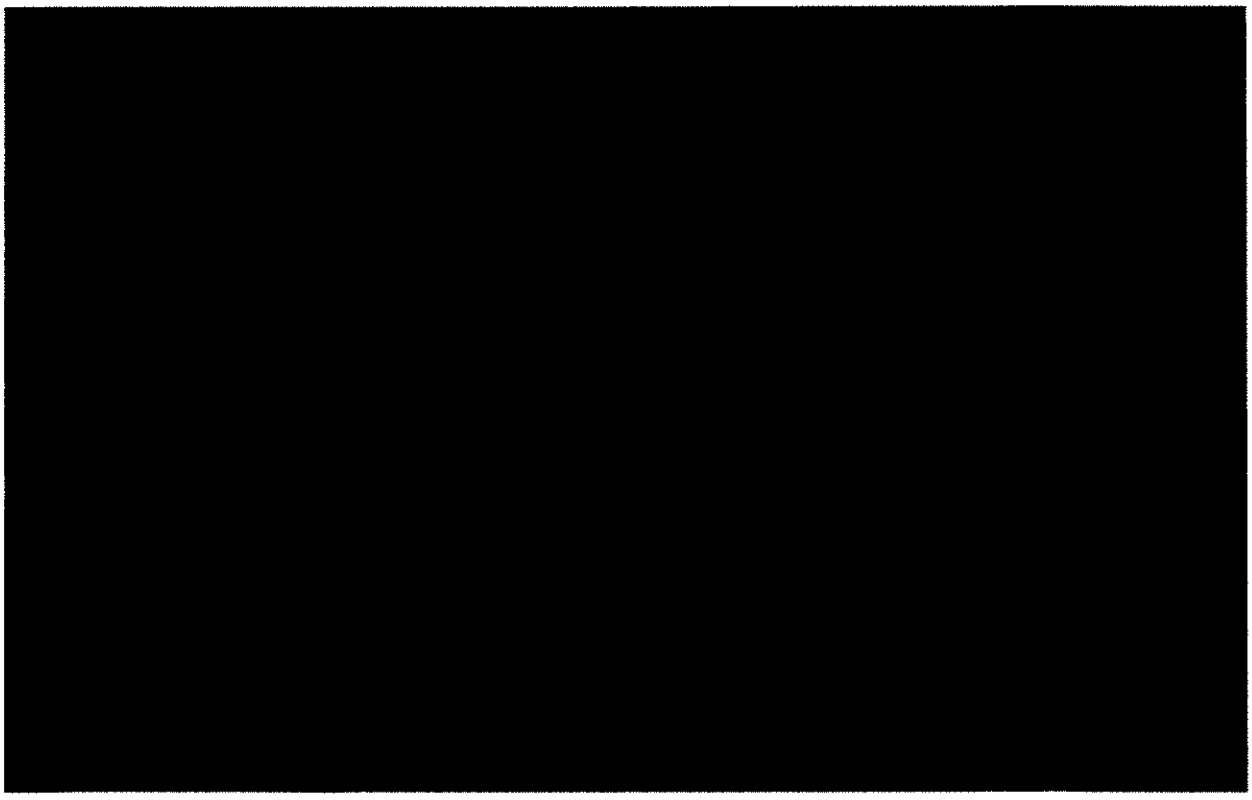
月	日	利用料	減免額
4	24	16,570	16,570
11	2	5,765	2,885
11	3	15,196	7,616
計		37,531	27,071

	利用料	減免額
合計	37,531	27,071

(3)管理に係る収支状況

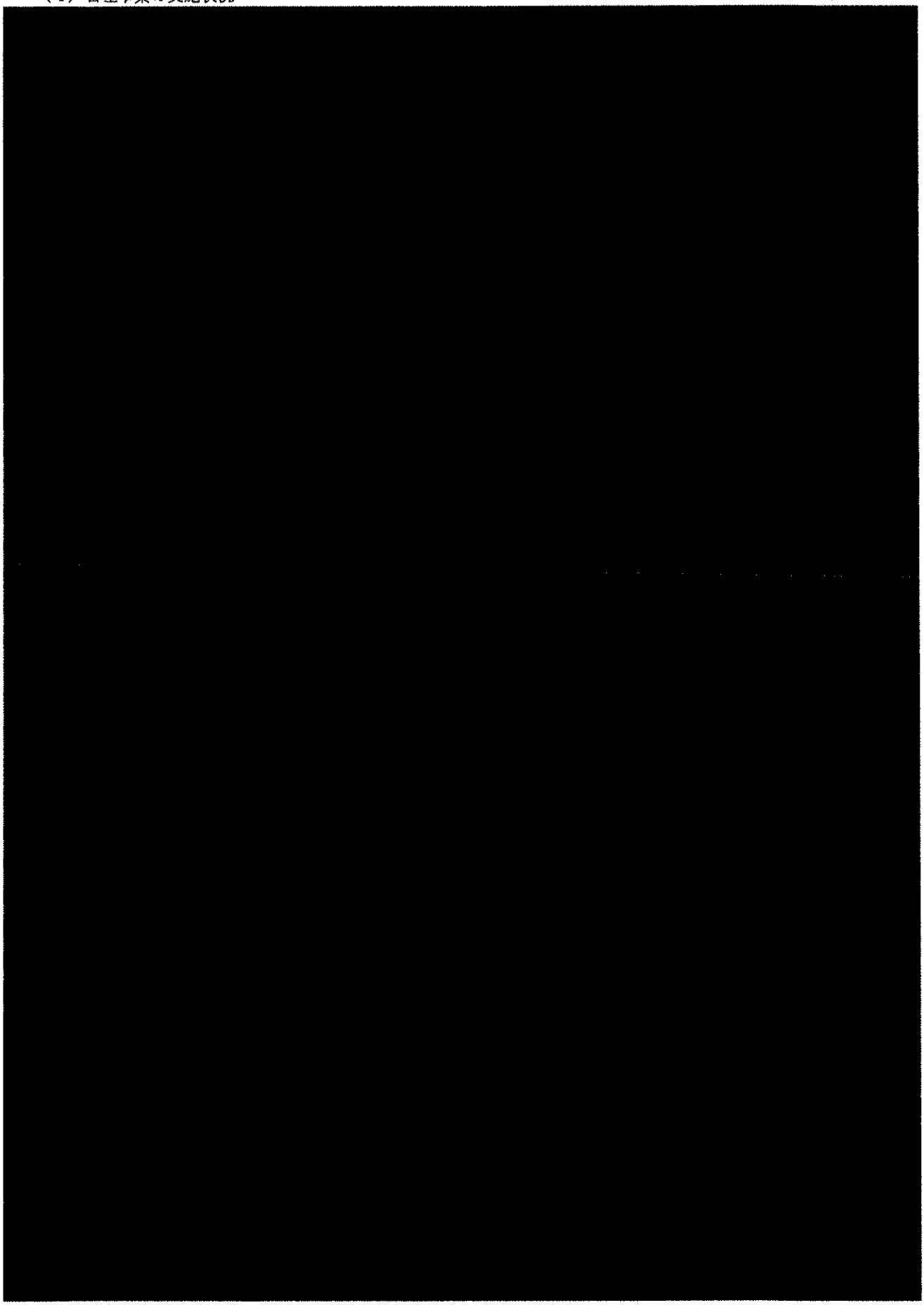


(4)自主事業の実施状況



（4）自主事業の実施状況

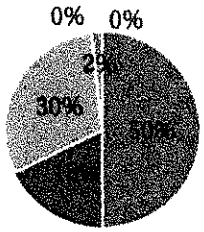
別紙 22



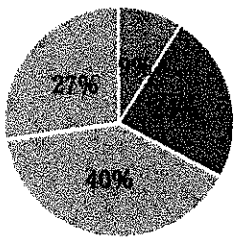
なゆたホール　利用者アンケート　集計　　別紙２３①

アンケート期間：２０２３年１０月５日～１０月２５日　　回答数：５５件

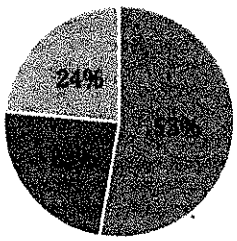
利用施設



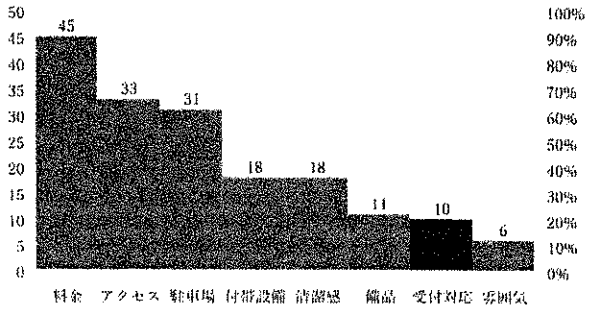
利用頻度



HP

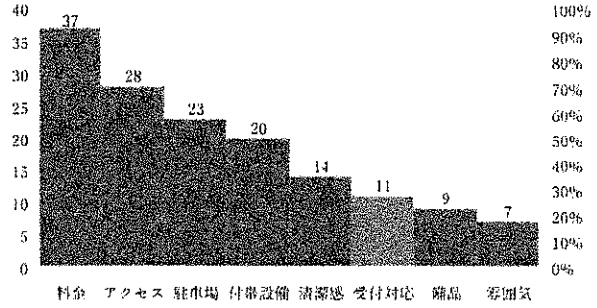


会場選び

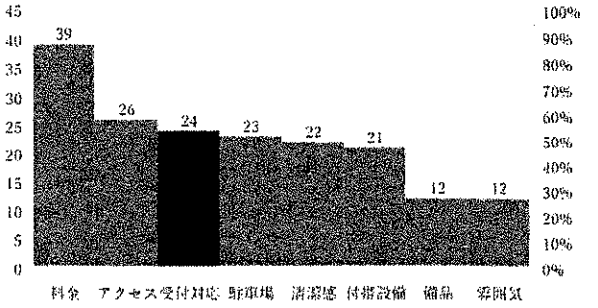


別紙２３②

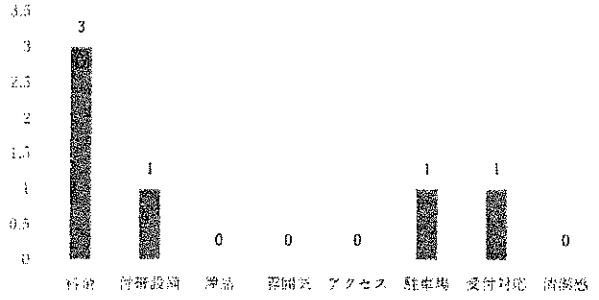
選択理由



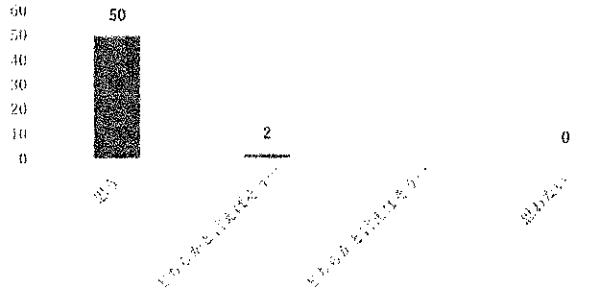
良かった点



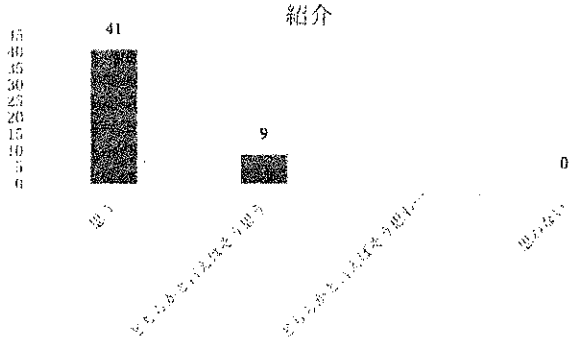
悪かった点



再利用



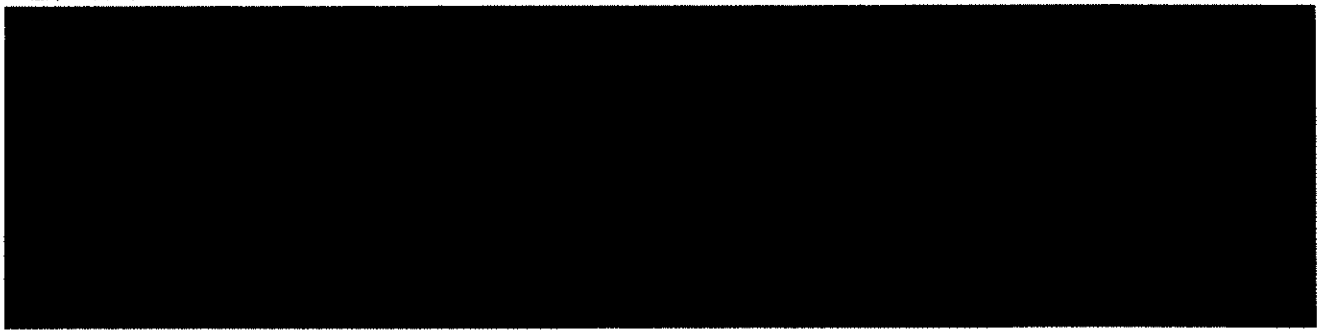
紹介



【フリーコメント】　別紙２３④

《良くなると思う点》
・床に敷くシートをちゃんとしたものにしてくださると助かります（練習室１利用者）
・WiFi があれば（昨年もあり）
・壁面の鏡が全面になると嬉しいです（練習室３利用者）
・自然災害時の料金対応（昨年もあり）
・１人で利用する時、動画撮影をするためのスマホカメラを置く場に困ってます。エアコンのスイッチあたりに簡易的にでもあると良い高さなのですが…（練習室１利用者）
・鏡が一面全部にあると良いと思います（練習室３利用者）
・第２練習室にイスやテーブルその他・置きすぎ（空間がそれほど広くない所に）物置の中でやっている感じがするのでもう少し空間をあけてほしいです（練習室２利用者）

《お気づきの点（抜粋）》
・いつもありがとうございます。安い利用料・鏡とコンパネ、受付の方々の親切な対応に感謝しております。これからも宜しくお願いします
・第３のリノリウム（クションフロア材）を替えてもらえるとうれしい。フラメンコ用の板は大変ありがたいです（昨年もあり）
・練習室がもっと数があればと思う
・ピアノ料金を安くお願いします（昨年もあり）
・なかなか空きがなく、借りるのが難しいです
・なゆたの練習室のような所は浜松には少なくなっていて（というかほとんどない）ありがたい場所です。音出し可・かがみ有りの場が増えてほしいと思ってます
・駐車がしにくい



別紙２４

（６）施設･設備の損傷、減耗、不具合の状況

施設･設備の損傷及び不具合に関する事項

確認等の日付	内　　容	対応
４月８日	地下駐車場精算機で硬貨精算の使用不可が発生し、警備会社へ対応を依頼。	正常になるまでの間、手動出庫で対応。セレクター部に100円硬貨の５枚詰まりがあり、除去し復旧。
４月１５日	地下駐車場で高額紙幣しか所持しておらず、駐車券も紛失していた人がいた。	警備員が駐車券を見つけて、精算・出庫完了。その際、事前精算機を設置し、高額紙幣やクレジットカード使用可能にするなど利用者が使いやすいように改善すべきとのご意見をいただいた。（費用対効果から今後の課題とした）
６月２２日	地下駐車場で柱のコーナープロテクターを車両が擦ったと、該当者から事務所に申し出があった。	現場に急行して状況を確認するとプロテクター、車両も軽微な傷であった為、写真を撮り、現況のままとする。まちづくり推進課に写真を提出し、報告した。
８月１７日	地下駐車場で車両の接触事故があったと、加害者から事務所に報告があり、現場へ急行する。加害車両の左側後部が被害車両の右側後部に接触し、凹み及び傷がついていた。	１３時２５分浜北警察署へ通報し、被害車両の所有者に連絡を取ってもらうとともに現場への臨場を依頼した。被害車両の所有者が車両に戻り当事者同士で話をしてもらった。１４時３０分警察の臨場を確認。
９月１３日	周辺住民からのクレームにより、区役所職員が地上駐車場周辺の草取りをしてくれているとの情報が入った。	至急当施設職員が現場に向かい、区役所職員に替わって草取りを行った。
９月１４日	地下駐車場精算機で駐車券の詰まりエラーが原因で駐車券を受け付けない出庫不可能状態となった。	利用者からの通報で職員３名が現場に急行し緊急出庫対応を行うと共に ALSOK の対応により１７時前にエラーは解決し渋滞も解消した。

確認等の日付	内　　容	対応
１０月２日	本人からの申し出で、当日朝９時頃当人が運転する車が地下駐車場出口付近のスロープ縁石に接触したことが発覚した。	翌３日１０時半に警察立会いのもと状況確認したが、現場縁石に損傷は見当たらずまちづくり推進課に連絡し被害無しとした。
１０月１７日	なゆたホールの利用者から、調光機の不具合に起因するクレームが１７日に区役所まちづくり推進課に電話が入る。	事実確認の上、利用者と話し合い、補償対応するとともに、計画していた調光器の修繕を早めた。
１０月２０日	西側入口ゲートでプリンター部の不具合により駐車券が発券されない事態となり入庫不可となった。	当該ゲートを入庫止めすると共に、渋滞していた３台中後ろの２台は後退して東側入口から入庫し、先頭の１台は緊急対応でゲートを開き入庫した。業者により手持ちの予備部品を用いた仮復旧作業を行い１６時２０分に入庫を再開した。３０日午後に新品の部品に交換し対応完了とした。
１１月１４日	屋外駐車場の入口発券機で駐車券が発券されない不具合が発生し入庫不可となった。	入口を閉鎖するとともに業者により詰まっていた駐車券の除去と清掃が行われた。１１時２０分に修復作業が完了し、車両が正常に入庫するのを確認し対応を完了した。
１１月１５日	地下駐車場出口精算機で駐車券を読み取らない不具合が発生し出庫不可となった。	職員１名が現場に駆け付け渋滞していた９台を緊急出庫させた。業者による点検作業で詰まっていた駐車券の除去と清掃が行われ、１６時２５分に修復作業が完了した。その後車両が正常に出庫するのを確認し対応を完了した。

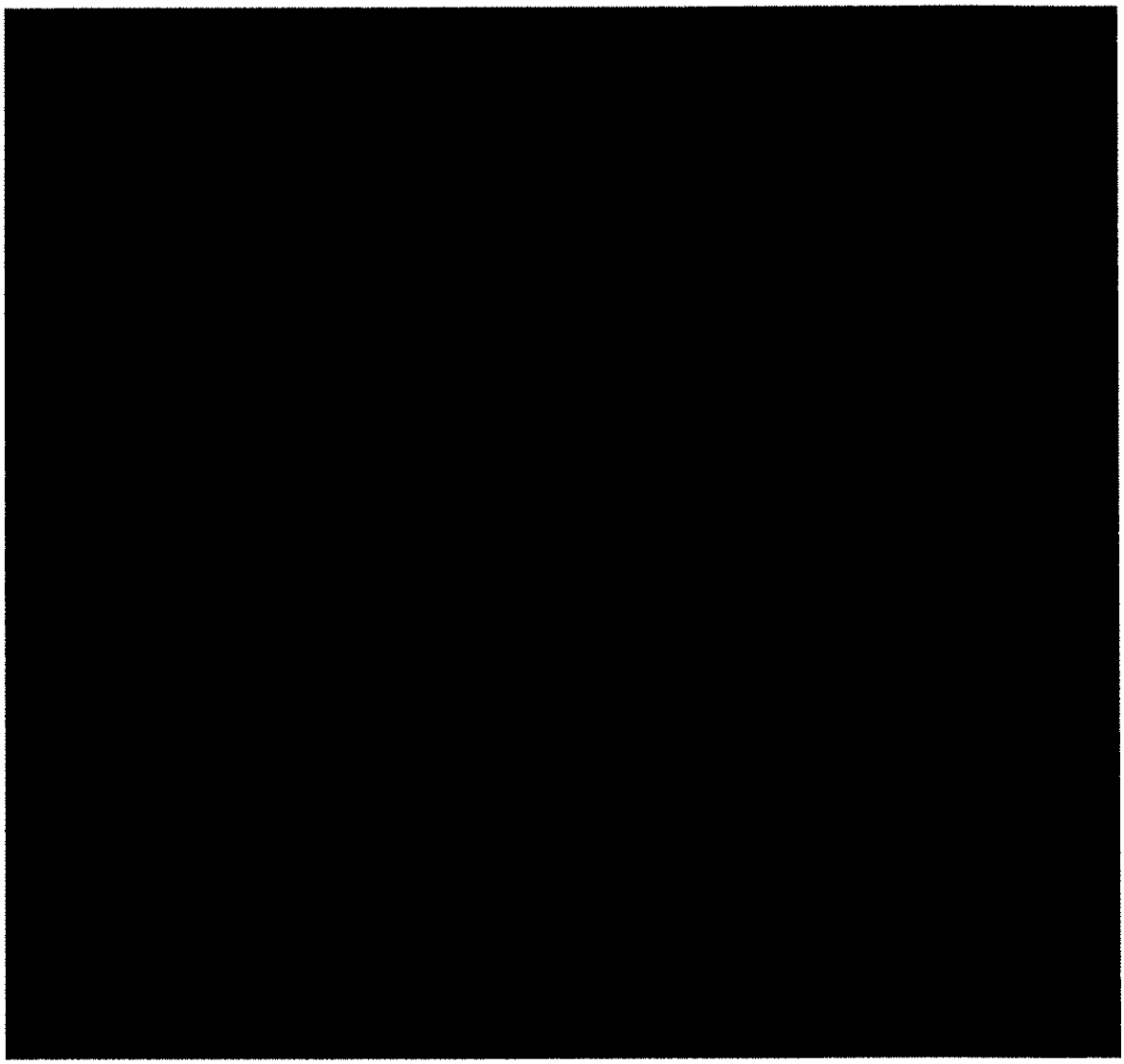
確認等の日付	内　　容	対応
１１月２９日	地下駐車場にて車両が柱に接触する事故が発生した。	本人からの申し出により職員が現場に駆け付け、柱及び柱保護材に目立った損傷が無いことを確認した為、被害無しの物損事故とした。
１２月１１日	地下駐車場４０番柱にバックで駐車中の車両の右後方が接触し、テールランプが破損した。	４０番柱及び柱の緩衝材には損傷は認められず被害無しの物損事故とした。
１月５日	地下駐車場にてバックで駐車時、車両右後方部を１０番柱緩衝部に接触した。	柱及び柱緩衝部には損傷無の為、被害無しの物損事故とした。
１月１３日	地下駐車場南側入口ゲート付近の地上フェンスの一部が破損しているのを巡回中の警備員が発見した。	１５日に事務所職員が応急処置を行うとともに区役所まちづくり推進課と情報共有した。
１月１５日	区役所来館者が駐車券を紛失した為、アマノさぽーとセンターに遠隔操作での無償出庫依頼を行った。しかしながら出口精算機で料金が請求される手違いが発生し当該車両を先頭に７～８台の渋滞が発生した。	事務所職員が現場に赴き現場のインターホンから改めて遠隔操作による無償出庫依頼を行い出庫させ渋滞は解消した。今後は遠隔操作での無償出庫依頼手順を明確にし、今回のような手違いが発生しないように改善する。
１月２５日	地下駐車場４８番柱の柱緩衝部の破損が発覚した。	事故の申し出はなく緩衝部としての使用に支障はない為、修繕不要とする。
１月２７日	地下駐車場２４番柱に車両左側面を接触する事故が発生。	柱及び柱緩衝部に損傷無しの為、被害無しの物損事故とした。
2月7日	出口精算機で駐車券が読み取れない、ゲートが開かないというトラブルの報告があった。	原因は前の車が取消ボタンを押さずにその場を離れたためか、機械の読み取りエラーと考えられる。利用者の聴力が弱く意思疎通がうまく取れず。利用者は２００円を支払って出庫した。

確認等の日付	内　　容	対応
3月2日	地下駐車場出口付近で車内の探し物をしていた際、後続車両を避ける為、一旦バックしたところ、柱に衝突した。	柱には視認できる損傷がない程度の為自損事故として浜名区役所に報告する旨を伝え、終了とした。
3月19日	地下駐車場（東側入口）に侵入時アンテナをしまい忘れた為、駐車場上部配管に接触した。	構造物（駐車場配管部）に損傷無しの為、被害なしの物損事故で処理した。
3月21日	南側入口から地下駐車場に進入する際にゲート上部に設置されたバーに接触した為進入を中止してバックして戻ろうとしたところ、車両最後部の屋根がゲートに設置されているパイロットランプに接触した。	パイロットランプはゲート枠から脱落して電源コードでぶら下がる状態となった。修理費用を請求させていただく旨をお伝えした。パイロットランプは業者により復旧済み。

令和5年度修繕費支出合計額　　473,000円

別紙２５

（７）指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項



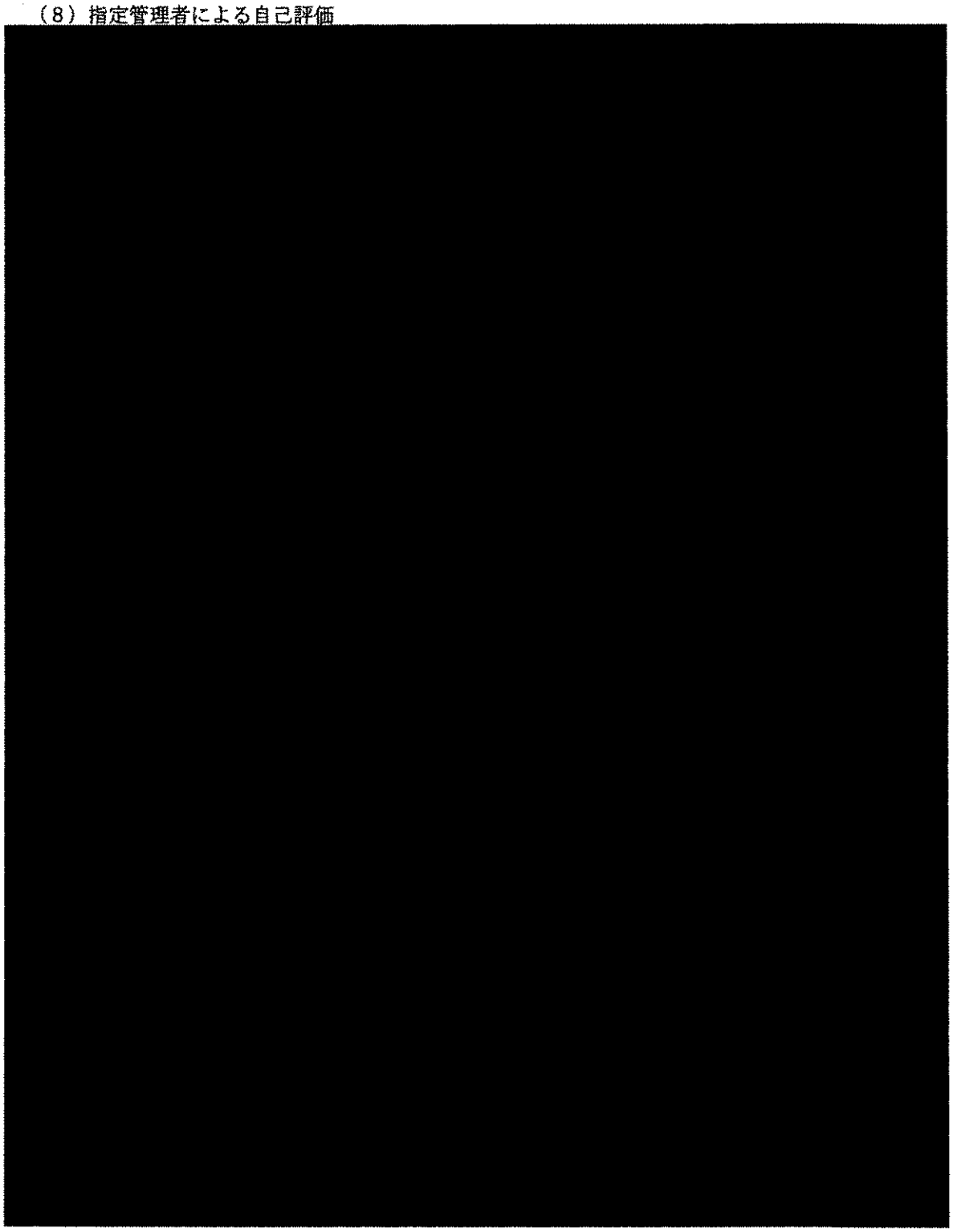
別紙２６

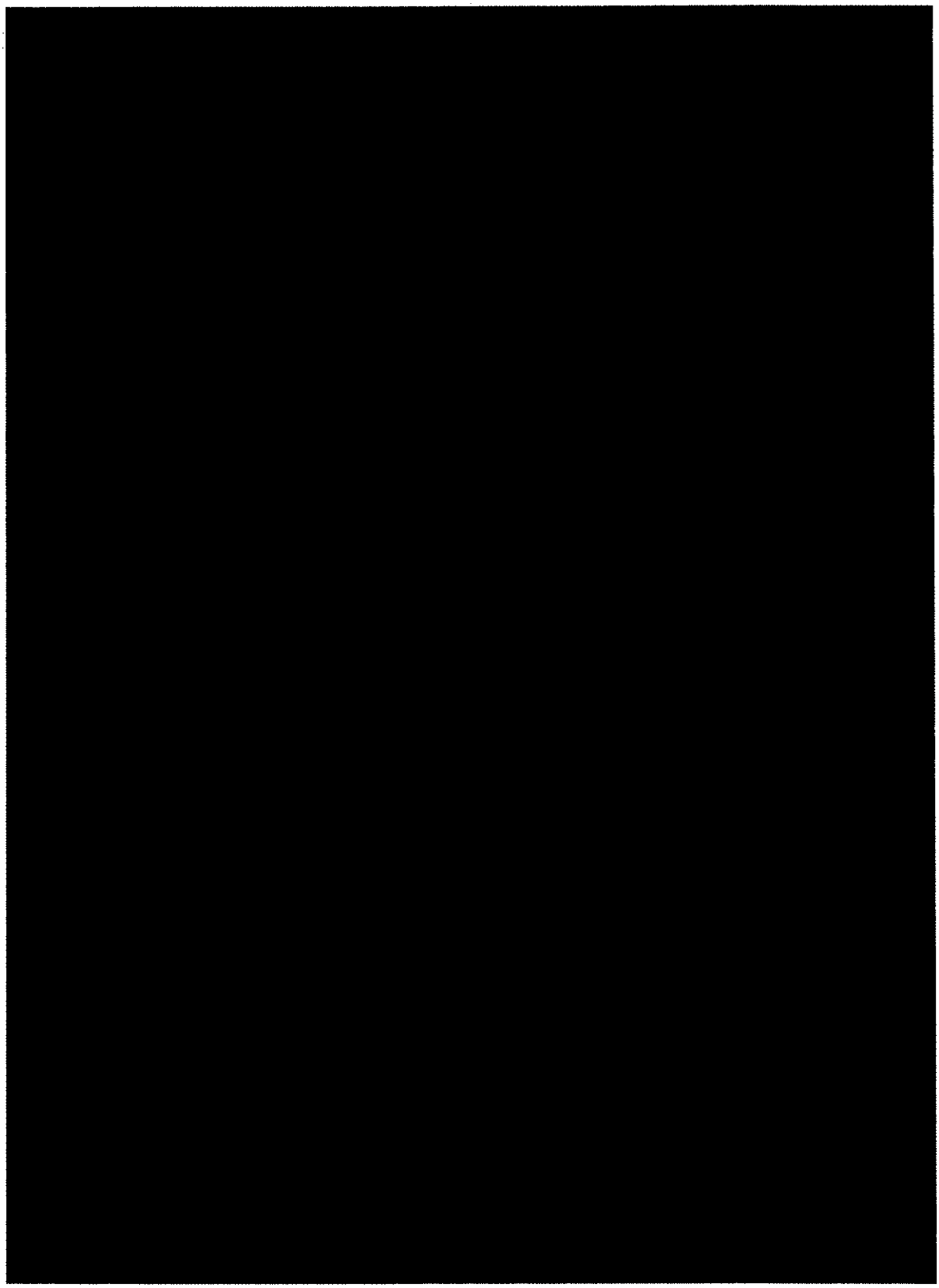
◎優先予約許可報告書提出済一覧

公の施設の利用に伴う利用許可の申請の時期及び減免対象団体に関する基準に対して、優先予約許可件数は１１件、団体名は次のとおりです。

許可月	件数	団体名	該当基準
４月	2	浜松市浜北文化協会	第２条第１項第２号
７月	3	静岡県西部高等学校演劇部協議会	第２条第１項第２号
１０月	1	公益財団法人浜松市文化振興財団　文化事業課	第２条第１項第２号
１１月	3	公益財団法人浜松市文化振興財団　文化事業課 浜松市文化振興財団・なゆた浜北共同事業体 浜北区まちづくり推進課　浜名協働センター	第２条第１項第２号
１２月	1	名古屋国税局浜松東税務署	第２条第１項第２号
１月	1	浜松市文化振興財団・なゆた浜北共同事業体	第２条第１項第２号

（８）指定管理者による自己評価





別紙２８

令和 6 年 5 月 15 日

浜松市長　中野　祐介　様

指定管理者　所在地　浜松市中央区板屋町１１１番[redacted]
団体名　浜松市文化振興財団[redacted]
代表者氏名　公益財団法人浜松市[redacted]
代表理事　花井[redacted]
（構成団体[redacted]）

労働関係法令の遵守に関する報告書

施　設　名	浜松市なゆた・浜北 ※募集単位で複数施設の場合は、施設名を連記してください。

- 調査は、令和６年３月に賃金（給与）を支給する者を対象とします。
- 産休・育休など、支給の対象であっても、実際に業務に従事していない場合は、対象外とします。
- 特定の事業を運営するために謝礼（報償費）を支払う講師等は、従事者としてカウントしないでください。

本指定管理業務の従事者数	[redacted]	【内訳】 期間の定めのない社員・・・・・・・・・・[redacted] 期間の定めのある社員・・・・・・・・・・ 派遣社員・・・・・・・・・・・・・・・・ パートタイム労働者（非常勤職員・ｱﾙﾊﾞｲﾄ等）・・

調　査　内　容		
1　法定基準		労働基準法§107, 108
	作成が義務付けられている労働者名簿、賃金台帳を適正に把握するための出勤簿等を整備している。	■はい　□いいえ
2　就業規則		労働基準法§89, 90, 106
	(1) 就業規則を作成している。なお、常時 10 人以上の労働者を雇用している場合は労働基準監督署に届出している。	■はい　□いいえ ■10 人未満
	(2) 就業規則を掲示、備え付け、書面の交付等の方法により労働者に周知している。	■はい　□いいえ □10 人未満のためなし

3　労働条件		労働基準法§15
	労働条件は関係法令に照らして適正であり、次の労働条件を労働者に書面で明示している。 ・労働契約の期間 ・就業場所、業務内容 ・始業終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業転換に関する事項 ・賃金の決定、計算方法、支払い方法、賃金の締切日・支払日 ・退職に関する事項	■はい　□いいえ
4　労働時間管理		労働基準法 §32, 34, 35, 36, 39
	(1) 必要な帳簿を備え、労務管理（労働時間等の管理、休憩・休日・休暇の付与、取得）を確実に行っている。	■はい　□いいえ
	(2) 労働基準法第 36 条における協定（時間外労働及び休日労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届出している。	■はい　□いいえ □該当なし
5　賃金		労働基準法§24, 28, 37 最低賃金法§4
	(1) 賃金は、通貨で、直接労働者に（同意に基づき金融機関への振込みも可）毎月１回以上、一定日を定めて全額を支払っている。	■はい　□いいえ
	(2) すべての労働時間について最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を支給している。 ＜賃金額＞ 時間給[redacted]円（静岡県最低賃金額　９８４　円） ※　従事者が複数の場合は、従事者のうち最も低い者について記載してください。 ※　月給の場合の考え方：労働条件で明示したもの （月額給与×１２ヶ月）÷（１日の所定労働時間×年間所定労働日数） ※　最低賃金の対象となる賃金には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、(5)1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、(6)時間外労働・休日労働に対する賃金、(7)深夜労働に対する割増賃金は、算入されません。	■はい　□いいえ
	(3) 時間外労働、休日労働及び深夜業をさせた場合、それぞれ法定割合以上の割増賃金を支払っている。	■はい　□いいえ □該当なし
6　各種保険		労働者災害補償保険法§3 雇用保険法§4-6 健康保険法§3 厚生年金保険法§6, 9, 12
	(1) 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入義務がある労働者について、適切に加入している。	■はい　□いいえ
	(2) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入義務がある労働者について、適切に加入している。	■はい　□いいえ □該当なし

